

第4章 小矢部市のデジタル化・DX推進に向けた基本方針

1 目指す姿

「行政のデジタル化」と「社会のデジタル化」の実現によるDXの推進

国が「デジタル田園都市国家構想基本方針」で掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた各分野の政策、及び県が「DX・働き方改革推進基本方針」で掲げる「県民の真の幸せ（ウェルビーイング）」を追求するための各プロジェクトに基づく各施策や取組の推進により、実現を図ります。

2 実現に向けた3つの基本方針と7つの重点項目

本計画では、目指す姿の実現に向けて、3つの基本方針を定め、それぞれの基本方針について、取組の方向性（目標）を設定し、各施策を進めていくこととします。また、7つの重点項目を定めます。

○基本方針

- I 暮らしを快適で豊かにする市民サービスの充実
- II 市民本位の行政サービスの実現
- III 情報の高度な利活用による地域社会のデジタル化の実現

○重点項目

- 1 基幹系業務システムの標準化
- 2 マイナンバーカードの普及・利活用促進
- 3 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報保護
- 4 フロントヤード改革の推進と行政手続のオンライン化・デジタル化
- 5 デジタル技術等の活用によるサービス向上・業務効率化
- 6 DX人材の育成
- 7 地域社会のデジタル化

3 市民に寄り添ったサービスの提供

人々のライフスタイルが変化・多様化する中で、市民が自治体に求めるサービスのニーズも多様化しており、住民一人ひとりのニーズに応じたサービスが求められています。利用者（市民）ニーズの把握に努め、ニーズに見合った行政サービスを提供できるよう努めます。

4 デジタル田園都市国家構想等への対応

国がデジタル田園都市国家構想の実現に向け新たに掲げる政策や、デジタル技術革新等に速やかに対応していくために、小矢部市DX推進本部会議を経て、実装すべき施策を随時盛り込んでいきます。また、取組内容や取組予定についても、随時見直しを図っていきます。

5 官民データ活用の推進に係る基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとします。

(1) 手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化を原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進します。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、マイナンバーカードの健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされています。本市においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号

カードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することやノーコードツールの導入によるシステム等の内製化を推進することで、情報システムのカスタマイズによる保守や改修にかかる運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図ります。また、A Iやデジタル機器を活用した作業工程の省力化やペーパーレス化、情報共有の取組など業務の効率化や最適化を推進します。さらには、本市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋がります。